

# 予 防 関 係

---

# 予防関係

## 1 防火対象物に対する指導

消防では、防火対象物（建物）の用途、規模などに応じて、防火管理、消防用設備等の設置及び火災予防条例に基づく指導を行っています。

### <防火対象物一覧表>（150㎡以上）

（令和2年3月31日現在）

用途別	市署別		甲賀市			湖南市	合 計
			水口消防署 (水口町、土山町)	甲南消防署 (甲南町、甲賀町)	信楽消防署 (信 楽 町)	湖南中央消防署	
1	イ	劇場、映画館等	4	0	0	3	7
	ロ	公会堂、集会場	26	11	7	31	75
2	イ	キャバレー等	0	0	0	0	0
	ロ	遊技場等	6	1	0	7	14
	ハ	風俗営業店舗	0	0	0	0	0
	ニ	カラオケボックス等	2	0	0	0	2
3	イ	待合、料理店等	8	2	1	3	14
	ロ	飲食店	42	13	14	43	112
4		物品販売店舗、展示場	121	35	49	65	270
5	イ	旅館、ホテル等	18	7	25	7	57
	ロ	寄宿舎、共同住宅等	363	121	56	403	943
6	イ	(1) 病院	0	1	1	0	2
		(2) 有償診療所	0	1	0	0	1
		(3) (1)(2)以外の病院、有床診療所等	6	0	3	4	13
		(4) 無床診療所等	27	10	3	26	66
	ロ	(1) 特別養護老人ホーム等	14	9	3	15	41
		(2) 救護施設	0	0	0	0	0
		(3) 乳児院	0	0	0	0	0
		(4) 障害児入所施設	0	0	9	4	13
		(5) 障害者支援施設	3	0	1	9	13
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター等	14	8	6	6	34
		(2) 更生施設	0	0	0	0	0
		(3) 保育所等	24	18	7	22	71
		(4) 児童発達支援センター等	6	0	0	2	8
		(5) ロ(5)以外の障害者支援施設	13	5	18	11	47
	ニ	幼稚園又は特別支援学校	3	1	1	9	14
	7		学校等	60	44	24	28
8		図書館、博物館等	5	6	3	5	19
9	イ	蒸気・熱気浴場	2	0	0	1	3
	ロ	イ以外の公衆浴場	1	0	1	0	2
10		停車場等	2	4	1	3	10
11		神社、寺院等	115	57	33	43	248
12	イ	工場、作業場	657	213	248	556	1,674
	ロ	映画スタジオ等	0	0	0	0	0
13	イ	車庫、駐車場	17	10	7	13	47
	ロ	飛行機等の格納庫	0	0	0	0	0
14		倉庫	381	193	168	324	1,066
15		1～14以外の事業場	393	245	143	304	1,085
16	イ	複合用途（特定用途を含む）	146	41	35	114	336
	ロ	複合用途（特定用途を含まない）	50	17	18	29	114
16の2		地下街	0	0	0	0	0
16の3		準地下街	0	0	0	0	0
17		重要文化財	3	11	9	7	30
18		アーケード	0	0	0	0	0
合 計			2,532	1,084	894	2,097	6,607

<中高層防火対象物一覧表> (5階以上かつ150㎡以上)

(令和2年3月31日現在)

用途別	市署別		甲賀市			湖南市	合計	
			水口消防署 (水口町、土山町)	甲南消防署 (甲南町、甲賀町)	信楽消防署 (信楽町)	湖南中央消防署		
1	イ	劇場、映画館等	0	0	0	0	0	
	ロ	公会堂、集会場	0	0	0	0	0	
2	イ	キャバレー等	0	0	0	0	0	
	ロ	遊技場等	0	0	0	0	0	
	ハ	風俗営業店舗	0	0	0	0	0	
	ニ	カラオケボックス等	1	0	0	0	1	
3	イ	待合、料理店等	0	0	0	0	0	
	ロ	飲食店	0	0	0	0	0	
4		物品販売店舗、展示場	1	0	0	0	1	
5	イ	旅館、ホテル等	3	0	0	3	6	
	ロ	寄宿舎、共同住宅等	11	1	2	39	53	
6	イ	(1) 病院	0	0	0	0	0	
		(2) 有償診療所	0	0	0	0	0	
		(3) (1)(2)以外の病院、有床診療所等	3	0	0	1	4	
		(4) 無床診療所等	0	0	0	0	0	
	ロ	(1) 特別養護老人ホーム等	0	0	0	0	0	
		(2) 救護施設	0	0	0	0	0	
		(3) 乳児院	0	0	0	0	0	
		(4) 障害児入所施設	0	0	0	0	0	
		(5) 障害者支援施設	0	0	0	0	0	
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター等	0	0	0	2	2	
		(2) 更生施設	0	0	0	0	0	
		(3) 保育所等	0	0	0	0	0	
		(4) 児童発達支援センター等	0	0	0	0	0	
		(5) ロ(5)以外の障害者支援施設	0	0	0	0	0	
	ニ	幼稚園又は特別支援学校	0	0	0	0	0	
	7		学校等	0	0	0	0	0
	8		図書館、博物館等	0	0	0	0	0
9	イ	蒸気・熱気浴場	0	0	0	0	0	
	ロ	イ以外の公衆浴場	0	0	0	0	0	
10		停車場等	0	0	0	0	0	
11		神社、寺院等	0	0	1	0	1	
12	イ	工場、作業場	2	1	0	0	3	
	ロ	映画スタジオ等	0	0	0	0	0	
13	イ	車庫、駐車場	0	0	0	0	0	
	ロ	飛行機等の格納庫	0	0	0	0	0	
14		倉庫	1	0	0	1	2	
15		1～14以外の事業場	5	2	0	3	10	
16	イ	複合用途(特定用途を含む)	3	1	0	5	9	
	ロ	複合用途(特定用途を含まない)	0	0	0	4	4	
16の2		地下街	0	0	0	0	0	
16の3		準地下街	0	0	0	0	0	
17		重要文化財	0	0	0	0	0	
18		アーケード	0	0	0	0	0	
合計			30	5	3	58	96	

## 2 建築物の防火指導

消防では、建物の火災を予防し、火災から人命や財産を守るため、建築物の建築計画に対する許認可を受ける段階から防火指導（建築同意事務）を行っています。

「消防法」（昭和23年法律第186号）及び「建築基準法」（昭和25年法律第201号）では、建築主事等が建築物の許可、認可又は確認を行う場合には、消防長及び消防署長の同意を求めなければならないことになっています。

### <建築同意事務の状況>（令和元年度中）

用途別		市署別	甲賀市			湖南市	合計
			水口消防署 (水口町、土山町)	甲南消防署 (甲南町、甲賀町)	信楽消防署 (信楽町)	湖南中央消防署	
1	イ	劇場、映画館等	0	0	0	0	0
	ロ	公会堂、集会場	0	0	0	1	1
2	イ	キャバレー等	0	0	0	0	0
	ロ	遊技場等	0	0	0	0	0
	ハ	風俗営業店舗	0	0	0	0	0
	ニ	カラオケボックス等	0	0	0	0	0
3	イ	待合、料理店等	2	0	0	0	2
	ロ	飲食店	2	0	0	1	3
4		物品販売店舗、展示場	5	1	1	1	8
5	イ	旅館、ホテル等	0	0	0	1	1
	ロ	寄宿舎、共同住宅等	8	0	0	4	12
6	イ	(1) 病院	0	0	0	0	0
		(2) 有償診療所	0	0	0	0	0
		(3) (1)(2)以外の病院、有床診療所等	0	0	0	0	0
		(4) 無床診療所等	0	0	0	1	1
	ロ	(1) 特別養護老人ホーム等	2	0	0	0	2
		(2) 救護施設	0	0	0	0	0
		(3) 乳児院	0	0	0	0	0
		(4) 障害児入所施設	0	0	0	0	0
		(5) 障害者支援施設	0	0	0	0	0
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター等	0	0	0	0	0
		(2) 更生施設	0	0	0	0	0
		(3) 保育所等	0	0	0	0	0
		(4) 児童発達支援センター等	0	0	0	0	0
		(5) ロ(5)以外の障害者支援施設	0	1	0	1	2
ニ	幼稚園又は特別支援学校	0	0	0	0	0	
7		学校等	4	3	0	0	7
8		図書館、博物館等	0	0	0	0	0
9	イ	蒸気・熱気浴場	0	0	0	0	0
	ロ	イ以外の公衆浴場	0	0	0	0	0
10		停車場等	1	0	0	0	1
11		神社、寺院等	0	0	1	1	2
12	イ	工場、作業場	8	5	0	6	19
	ロ	映画スタジオ等	0	0	0	0	0
13	イ	車庫、駐車場	2	1	0	2	5
	ロ	飛行機等の格納庫	0	0	0	0	0
14		倉庫	15	3	4	11	33
15		1～14以外の事業場	16	4	0	8	28
16	イ	複合用途（特定用途を含む）	3	0	0	1	4
	ロ	複合用途（特定用途を含まない）	0	0	0	0	0
16の2		地下街	0	0	0	0	0
16の3		準地下街	0	0	0	0	0
17		重要文化財	0	0	0	0	0
18		アーケード	0	0	0	0	0
合計			68	18	6	39	131

### 3 予防査察の実施状況

消防は、あらゆる事業所に立ち入り、関係者に対する継続的な指導を行うことで、火災の発生危険及び人命危険を予防することを目的に、予防査察を実施しています。

甲賀広域行政組合消防本部では、甲賀広域行政組合消防本部火災予防査察規程（平成19年甲賀広域行政組合消防本部訓令第5号）に基づき、年間査察計画を定め、効率・効果的な査察の実施と事業所における自主的な防火管理の促進に努めています。

#### < 予防査察の実施状況 >（令和元年度中）

用途別		市署別	甲賀市			湖南市	合計
			水口消防署 (水口町、土山町)	甲南消防署 (甲南町、甲賀町)	信楽消防署 (信楽町)	湖南中央消防署	
1	イ	劇場、映画館等	0	0	0	2	2
	ロ	公会堂、集会場	5	3	3	8	19
2	イ	キャバレー等	0	0	0	0	0
	ロ	遊技場等	0	0	0	1	1
	ハ	風俗営業店舗	0	0	0	0	0
	ニ	カラオケボックス等	0	0	0	0	0
3	イ	待合、料理店等	1	2	0	4	7
	ロ	飲食店	22	2	3	9	36
4		物品販売店舗、展示場	31	10	16	40	97
5	イ	旅館、ホテル等	12	0	15	1	28
	ロ	寄宿舎、共同住宅等	1	6	4	12	23
6	イ	(1) 病院	0	0	0	0	0
		(2) 有償診療所	0	0	0	0	0
		(3) (1)(2)以外の病院、有床診療所等	0	0	0	0	0
		(4) 無床診療所等	0	1	0	6	7
	ロ	(1) 特別養護老人ホーム等	2	1	0	0	3
		(2) 救護施設	0	0	0	0	0
		(3) 乳児院	0	0	0	0	0
		(4) 障害児入所施設	0	0	5	0	5
		(5) 障害者支援施設	2	0	0	0	2
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター等	2	4	0	2	8
		(2) 更生施設	0	0	0	0	0
		(3) 保育所等	9	0	2	5	16
		(4) 児童発達支援センター等	1	0	0	1	2
		(5) ロ(5)以外の障害者支援施設	1	0	4	2	7
ニ	幼稚園又は特別支援学校	1	0	0	0	1	
7		学校等	10	0	9	0	19
8		図書館、博物館等	1	1	0	4	6
9	イ	蒸気・熱気浴場	0	0	0	1	1
	ロ	イ以外の公衆浴場	0	0	1	0	1
10		停車場等	0	0	0	0	0
11		神社、寺院等	2	3	2	9	16
12	イ	工場、作業場	29	35	11	18	93
	ロ	映画スタジオ等	0	0	0	0	0
13	イ	車庫、駐車場	1	0	1	1	3
	ロ	飛行機等の格納庫	0	0	0	0	0
14		倉庫	24	11	8	20	63
15		1～14以外の事業場	12	12	20	25	69
16	イ	複合用途（特定用途を含む）	32	6	7	26	71
	ロ	複合用途（特定用途を含まない）	2	2	1	0	5
16の2		地下街	0	0	0	0	0
16の3		準地下街	0	0	0	0	0
17		重要文化財	0	0	6	3	9
18		アーケード	0	0	0	0	0
合計			203	99	118	200	620

#### 4 消防用設備等の検査

一定の防火対象物（建物）については、消防用設備等を設置した際、これらの設備が適正に設置されているかどうかを確認するため、消防法第17条の3の2の規定に基づく消防機関による検査（消防検査）を受ける必要があります。

#### <消防検査が必要な防火対象物一覧表>

（令和2年3月31日現在）

用途別		市署別	甲賀市			湖南市	合計
			水口消防署 (水口町、土山町)	甲南消防署 (甲南町、甲賀町)	信楽消防署 (信楽町)	湖南中央消防署	
1	イ	劇場、映画館等	4	0	0	3	7
	ロ	公会堂、集会場	23	10	7	26	66
2	イ	キャバレー等	0	0	0	0	0
	ロ	遊技場等	7	1	0	6	14
	ハ	風俗営業店舗	0	0	0	0	0
	ニ	カラオケボックス等	2	0	0	0	2
3	イ	待合、料理店等	5	1	1	4	11
	ロ	飲食店	7	6	8	20	41
4		物品販売店舗、展示場	74	17	43	41	175
5	イ	旅館、ホテル等	17	8	25	5	55
	ロ	寄宿舎、共同住宅等	75	27	27	140	269
6	イ	(1) 病院	0	1	1	0	2
		(2) 有償診療所	0	1	0	0	1
		(3) (1)(2)以外の病院、有床診療所等	6	0	3	4	13
		(4) 無床診療所等	7	4	0	9	20
	ロ	(1) 特別養護老人ホーム等	14	9	3	15	41
		(2) 救護施設	0	0	0	0	0
		(3) 乳児院	0	0	0	0	0
		(4) 障害児入所施設	0	0	9	4	13
		(5) 障害者支援施設	4	0	2	9	15
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター等	5	7	1	4	17
		(2) 更生施設	0	0	0	0	0
		(3) 保育所等	20	17	4	20	61
		(4) 児童発達支援センター等	2	0	2	2	6
		(5) ロ(5)以外の障害者支援施設	9	4	18	11	42
ニ	幼稚園又は特別支援学校	2	1	1	8	12	
7		学校等	42	26	18	19	105
8		図書館、博物館等	3	4	3	2	12
9	イ	蒸気・熱気浴場	2	0	0	1	3
	ロ	イ以外の公衆浴場	0	0	1	0	1
10		停車場等	1	2	0	2	5
11		神社、寺院等	10	0	5	1	16
12	イ	工場、作業場	396	141	113	373	1,023
	ロ	映画スタジオ等	0	0	0	0	0
13	イ	車庫、駐車場	3	0	1	2	6
	ロ	飛行機等の格納庫	0	0	0	0	0
14		倉庫	146	66	47	173	432
15		1～14以外の事業場	67	33	30	49	179
16	イ	複合用途（特定用途を含む）	88	23	24	29	164
	ロ	複合用途（特定用途を含まない）	14	4	4	9	31
16の2		地下街	0	0	0	0	0
16の3		準地下街	0	0	0	0	0
17		重要文化財	3	11	6	2	22
18		アーケード	0	0	0	0	0
合計			1,058	424	407	993	2,882

## 5 防火管理者

一定の事業所については、消防法に規定する一定の資格を有し、かつ、管理的地位にある者から、火災予防のために必要な業務を推進する責任者である「防火管理者」を選任しておく必要があります。

甲賀広域行政組合消防本部では、年2回の防火管理者資格講習を実施し、防火管理者の養成に努めています。

### <甲種防火管理者が必要な防火対象物一覧表>

(令和2年3月31日現在)

用途別	市署別		甲賀市			湖南市	合計
			水口消防署 (水口町、土山町)	甲南消防署 (甲南町、甲賀町)	信楽消防署 (信楽町)	湖南中央消防署	
1	イ	劇場、映画館等	3	0	0	2	5
	ロ	公会堂、集会場	22	9	6	23	60
2	イ	キャバレー等	0	0	0	0	0
	ロ	遊技場等	5	3	0	6	14
	ハ	風俗営業店舗	0	0	0	0	0
	ニ	カラオケボックス等	2	0	0	0	2
3	イ	待合、料理店等	6	1	1	3	11
	ロ	飲食店	12	6	7	34	59
4		物品販売店舗、展示場	77	17	37	39	170
5	イ	旅館、ホテル等	15	6	5	5	31
	ロ	寄宿舎、共同住宅等	32	5	7	70	114
6	イ	(1) 病院	0	1	1	0	2
		(2) 有償診療所	0	1	0	0	1
		(3) (1)(2)以外の病院、有床診療所等	3	0	1	3	7
		(4) 無床診療所等	4	1	0	5	10
	ロ	(1) 特別養護老人ホーム等	13	9	2	15	39
		(2) 救護施設	0	0	0	0	0
		(3) 乳児院	3	0	0	0	3
		(4) 障害児入所施設	5	0	2	1	8
		(5) 障害者支援施設	3	0	0	4	7
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター等	3	2	1	6	12
		(2) 更生施設	0	0	0	0	0
		(3) 保育所等	14	12	3	22	51
		(4) 児童発達支援センター等	2	0	0	0	2
		(5) ロ(5)以外の障害者支援施設	2	2	1	5	10
ニ	幼稚園又は特別支援学校	1	1	1	8	11	
7		学校等	19	11	6	16	52
8		図書館、博物館等	3	2	2	2	9
9	イ	蒸気・熱気浴場	1	0	0	1	2
	ロ	イ以外の公衆浴場	0	0	0	0	0
10		停車場等	0	0	0	0	0
11		神社、寺院等	18	9	3	0	30
12	イ	工場、作業場	69	31	8	68	176
	ロ	映画スタジオ等	0	0	0	0	0
13	イ	車庫、駐車場	0	0	0	1	1
	ロ	飛行機等の格納庫	0	0	0	0	0
14		倉庫	2	1	1	7	11
15		1～14以外の事業場	48	25	16	55	144
16	イ	複合用途(特定用途を含む)	57	16	15	59	147
	ロ	複合用途(特定用途を含まない)	13	3	2	4	22
16の2		地下街	0	0	0	0	0
16の3		準地下街	0	0	0	0	0
17		重要文化財	0	2	0	0	2
18		アーケード	0	0	0	0	0
合計			457	176	128	464	1,225

<乙種防火管理者が必要な防火対象物一覧表>

(令和2年3月31日現在)

用途別		市署別	甲賀市			湖南市	合計
			水口消防署 (水口町、土山町)	甲南消防署 (甲南町、甲賀町)	信楽消防署 (信楽町)	湖南中央消防署	
1	イ	劇場、映画館等	0	0	0	0	0
	ロ	公会堂、集会場	6	2	0	2	10
2	イ	キャバレー等	0	0	0	0	0
	ロ	遊技場等	2	0	0	0	2
	ハ	風俗営業店舗	0	0	0	0	0
	ニ	カラオケボックス等	0	0	0	0	0
3	イ	待合、料理店等	1	0	0	0	1
	ロ	飲食店	26	8	7	16	57
4		物品販売店舗、展示場	32	5	6	16	59
5	イ	旅館、ホテル等	1	0	1	2	4
	ロ	寄宿舎、共同住宅等	8	0	0	0	8
6	イ	(1) 病院	0	0	0	0	0
		(2) 有償診療所	0	0	0	0	0
		(3) (1)(2)以外の病院、有床診療所等	0	0	0	0	0
		(4) 無床診療所等	0	0	0	1	1
	ロ	(1) 特別養護老人ホーム等	0	0	0	0	0
		(2) 救護施設	0	0	0	0	0
		(3) 乳児院	0	0	0	0	0
		(4) 障害児入所施設	0	0	0	0	0
		(5) 障害者支援施設	0	0	0	0	0
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター等	1	0	1	0	2
		(2) 更生施設	0	0	0	0	0
		(3) 保育所等	0	1	0	0	1
		(4) 児童発達支援センター等	1	0	0	0	1
		(5) ロ(5)以外の障害者支援施設	0	0	0	1	1
	ニ	幼稚園又は特別支援学校	2	0	0	1	3
7		学校等	4	1	0	3	8
8		図書館、博物館等	2	2	0	0	4
9	イ	蒸気・熱気浴場	0	0	0	0	0
	ロ	イ以外の公衆浴場	0	0	0	0	0
10		停車場等	0	0	0	0	0
11		神社、寺院等	9	6	3	4	22
12	イ	工場、作業場	5	0	0	0	5
	ロ	映画スタジオ等	0	0	0	0	0
13	イ	車庫、駐車場	2	0	0	0	2
	ロ	飛行機等の格納庫	0	0	0	0	0
14		倉庫	1	0	0	0	1
15		1～14以外の事業場	15	32	13	16	76
16	イ	複合用途(特定用途を含む)	13	4	4	8	29
	ロ	複合用途(特定用途を含まない)	3	0	0	0	3
16の2		地下街	0	0	0	0	0
16の3		準地下街	0	0	0	0	0
17		重要文化財	0	0	0	5	5
18		アーケード	0	0	0	0	0
合計			134	61	35	75	305



## 6 各種届出等

消防関係法令等の規定により、届出や申請を要する各種届出等の受付状況は次のとおりです。

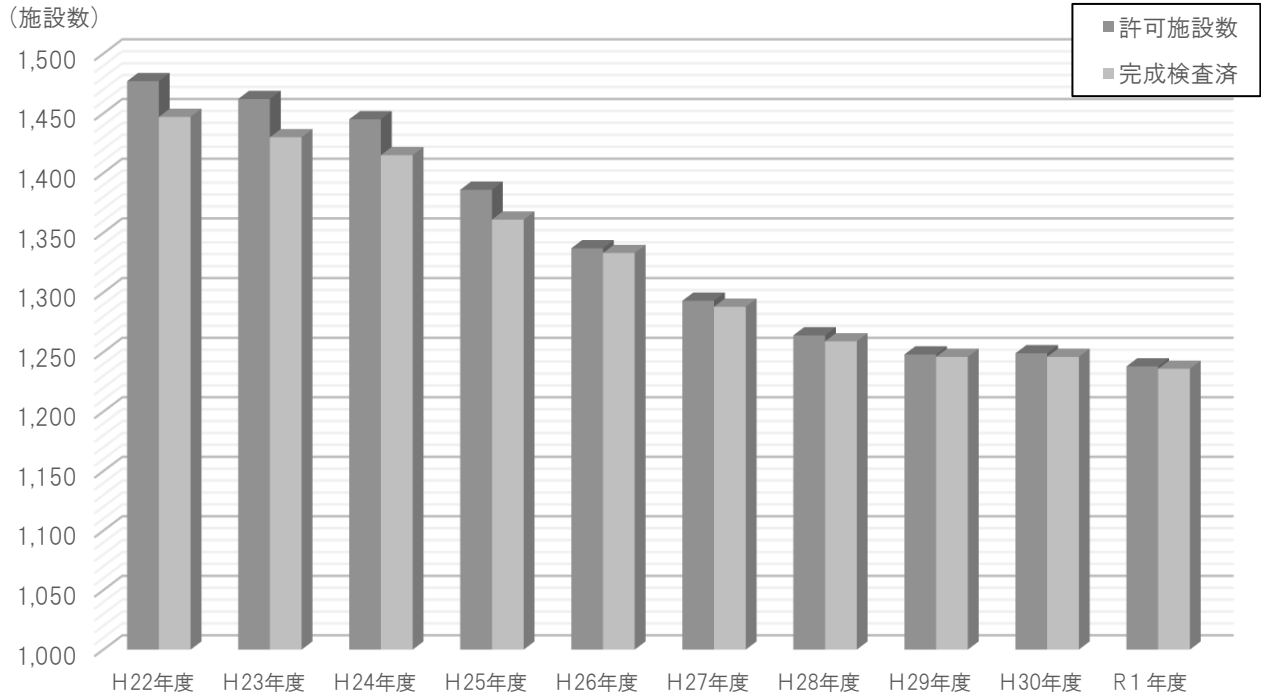
### <各種届出等の受付状況>（令和元年度中）

届出等の別	市署別				合 計
	水口消防署 (水口町、土山町)	甲南消防署 (甲南町、甲賀町)	信楽消防署 (信楽町)	湖南市 湖南中央 消防署	
消防訓練計画通知書	242	89	64	212	607
禁止行為の解除承認申請書	7	4	1	5	17
喫煙所設置届出書	0	0	0	0	0
タンク水張・水圧検査申請書	0	0	0	2	2
防火対象物使用開始届出書	144	76	43	115	378
炉・ボイラー等設置届出書	41	7	8	34	90
燃料電池発電設備・発電設備・変電設備・蓄電池設備設置届出書	44	25	14	37	120
ネオン管灯設備設置届出書	0	0	0	0	0
水素ガスを充てんする気球の設置届出書	0	0	0	0	0
火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為の届出書	149	62	43	108	362
煙火打上げ・仕掛け届出書	12	22	5	13	52
催物開催届出書	0	0	0	0	0
水道断水・減水届出書	1	0	0	0	1
道路工事届出書	84	72	40	71	267
露店等の開設届出書	70	46	24	39	179
少量危険物貯蔵取扱届出書	16	2	4	12	34
少量危険物貯蔵取扱変更届出書	16	4	5	16	41
少量危険物貯蔵取扱廃止届出書	8	8	1	16	33
指定可燃物貯蔵取扱届出書	7	2	1	8	18
指定可燃物貯蔵取扱変更届出書	1	1	0	4	6
指定可燃物貯蔵取扱廃止届出書	2	0	0	7	9
指定洞道等届出書(新規・変更)	0	0	0	0	0
圧縮アセチレンガス等貯蔵又は取扱い開始届出書	7	5	4	6	22
圧縮アセチレンガス等貯蔵又は取扱い廃止届出書	9	2	1	3	15
工事整備対象設備等着工届出書	73	31	20	60	184
消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書	228	131	63	197	619
防火管理者選任（解任）届出書	80	46	23	90	239
消防計画作成（変更）届出書	107	73	28	120	328
合 計	1,348	708	392	1,175	3,623

## 7 危険物施設に関する指導

危険物施設を新たに設けたり、その位置、構造及び設備を変更する場合は、消防本部に申請して許可を受けなければならない、取り扱う危険物の種類や数量を変えようとする場合は、消防本部に届出をしなければならないことになっています。

### <危険物施設数年度別推移>



年度 区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
許可施設数	1,477	1,462	1,445	1,386	1,337	1,293	1,264	1,248	1,249	1,238
完成検査済	1,447	1,430	1,415	1,361	1,333	1,288	1,259	1,246	1,246	1,236

### <危険物施設数> (設置許可施設)

(令和2年3月31日現在)

市別	製造所等の別	製造所	貯蔵所							取扱所					合計		
			屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第1種販売取扱所	第2種販売取扱所	移送取扱所		一般取扱所	小計
甲賀市	水口町	15	92	84	1	54	1	18	7	257	27	1	0	0	56	84	356
	土山町	1	18	14	1	14	3	9	5	64	21	0	0	0	12	33	98
	甲南町	8	31	10	2	15	1	3	3	65	3	0	0	0	5	8	81
	甲賀町	2	8	27	5	16	1	9	1	67	11	0	0	0	10	21	90
	信楽町	3	6	7	1	33	3	18	0	68	19	0	0	0	20	39	110
湖南市	甲西町	17	75	72	7	41	2	27	5	229	30	0	0	0	46	76	322
	石部町	3	18	28	1	15	1	62	14	139	10	0	0	0	29	39	181
合計		49	248	242	18	188	12	146	35	889	121	1	0	0	178	300	1,238

<危険物類別施設数> (設置許可施設)

(令和2年3月31日現在)

製造所等の別 類別	製造所	貯蔵所								取扱所						合計
		屋内 貯蔵所	屋外 タンク 貯蔵所	屋内 タンク 貯蔵所	地下 タンク 貯蔵所	簡易 タンク 貯蔵所	移動 タンク 貯蔵所	屋外 貯蔵所	小計	給油 取扱所	第1種 販売 取扱所	第2種 販売 取扱所	移送 取扱所	一般 取扱所	小計	
第1類	0	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	1	4
第2類	0	5	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	2	2	7
第3類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第4類	39	217	242	18	188	12	146	35	858	121	1	0	0	164	286	1,183
第5類	0	10	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	10
第6類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
混在	10	13	0	0	0	0	0	0	13	0	0	0	0	11	11	34
合計	49	248	242	18	188	12	146	35	889	121	1	0	0	178	300	1,238

<危険物数量別施設数> (設置許可施設)

(令和2年3月31日現在)

製造所等の別 指定数量 の倍数	製造所	貯蔵所								取扱所						合計
		屋内 貯蔵所	屋外 タンク 貯蔵所	屋内 タンク 貯蔵所	地下 タンク 貯蔵所	簡易 タンク 貯蔵所	移動 タンク 貯蔵所	屋外 貯蔵所	小計	給油 取扱所	第1種 販売 取扱所	第2種 販売 取扱所	移送 取扱所	一般 取扱所	小計	
～5倍	2	81	52	8	78	11	69	11	310	23	1	0	0	55	79	391
5倍超～10倍	10	54	29	8	39	1	23	11	165	7	0	0	0	51	58	233
10倍超～50倍	20	48	85	2	50	0	32	12	229	43	0	0	0	50	93	342
50倍超～100倍	9	23	28	0	10	0	21	1	83	8	0	0	0	11	19	111
100倍超～150倍	2	25	21	0	6	0	1	0	53	8	0	0	0	5	13	68
150倍超～200倍	2	5	7	0	1	0	0	0	13	9	0	0	0	4	13	28
200倍超～1,000倍	4	5	20	0	4	0	0	0	29	22	0	0	0	2	24	57
1,000倍超～5,000倍	0	7	0	0	0	0	0	0	7	1	0	0	0	0	1	8
合計	49	248	242	18	188	12	146	35	889	121	1	0	0	178	300	1238

<危険物施設の許可、完成検査及び廃止届の状況> (令和元年度中)

製造所等の別 区分	製造所	貯蔵所								取扱所						合計		
		屋内 貯蔵所	屋外 タンク 貯蔵所	屋内 タンク 貯蔵所	地下 タンク 貯蔵所	簡易 タンク 貯蔵所	移動 タンク 貯蔵所	屋外 貯蔵所	小計	給油 取扱所	第1種 販売 取扱所	第2種 販売 取扱所	移送 取扱所	一般 取扱所	小計			
許可	設置	3	4	1	0	1	0	9	0	15	0	0	0	0	0	0	18	
	変更	27	15	29	0	2	1	1	0	48	15	0	0	0	90	105	180	
	常変 置場 所更	転出							7		7						0	7
		転入							3		3						0	3
完成 検査	設置	2	8	4	0	0	0	9	0	21	0	0	0	0	0	0	23	
	変更	19	16	16	0	3	1	1	0	37	17	0	0	0	89	106	162	
	転入							3		3						0	3	
廃止届	0	3	4	2	8	0	4	0	21	2	0	0	0	4	6	27		

## 8 危険物施設査察の実施

甲賀広域行政組合消防本部では、予防査察と同様に、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていると認められるすべての施設に対しても査察を実施し、事業所における自主保安体制の確立と危険物事故防止の推進に努めています。

### <危険物施設査察実施状況>（令和元年度中）

区分	製造所等の別 製造所	貯蔵所								取扱所					合計	
		屋内 貯蔵所	屋外 タンク 貯蔵所	屋内 タンク 貯蔵所	地下 タンク 貯蔵所	簡易 タンク 貯蔵所	移動 タンク 貯蔵所	屋外 貯蔵所	小計	給油 取扱所	第1種 販売 取扱所	第2種 販売 取扱所	移送 取扱所	一般 取扱所		小計
施設数	49	248	242	18	188	12	146	35	889	121	1	0	0	178	300	1238
査察実施数	0	12	21	2	12	2	9	0	58	1	0	0	0	4	5	63

# 甲賀広域幼少年女性防火委員会・甲賀広域防火保安協会

## 1 甲賀広域幼少年女性防火委員会

甲賀広域幼少年女性防火委員会は、幼少期における正しい火の取扱いや、消防の業務を学ぶことで、火遊び等による火災の減少を図るとともに、近い将来、少年・少女を中心とした防火・防災活動に参加できる素地をつくることを目的に、6歳以下の幼稚園、保育園の園児を対象として編成された幼年消防クラブと、家庭からの出火防止と災害発生時の被害の軽減を図るため、防火・防災に関する知識や技術を習得し、安全で住みよい地域社会の推進に寄与することを目的に結成された女性防火クラブから構成され、消防機関等の指導の下に育成・発展が進められている組織です。

### <幼年消防クラブ・女性防火クラブの構成>

(令和2年4月1日現在)

区 分 市 別	幼年消防クラブ					女性防火クラブ	
	クラブ数	クラブ員数				クラブ数	クラブ員数
		3歳児	4歳児	5歳児	合 計		
甲賀市	11	266	248	292	806	2	30
湖南市	6	210	224	216	650	0	0
合 計	17	476	472	508	1,456	2	30

## 2 甲賀広域防火保安協会

甲賀広域防火保安協会は、防火思想の普及をはじめ、甲賀市及び湖南市にある事業所の防火管理及び危険物施設に関する災害の防止に努めるとともに、会員相互の融和と親睦を図ることによって、各事業所の健全なる発展と社会公共の福祉の増進に寄与することを目的として設立された組織です。

### <甲賀広域防火保安協会の構成>

(令和2年4月1日現在)

区 分	会員事業所数	支部構成	支部事務局
第1支部	212	甲賀市水口町、土山町	水口消防署内
第2支部	171	湖南市	湖南中央消防署内
第3支部	162	甲賀市甲南町、甲賀町	甲南消防署内
第4支部	151	甲賀市信楽町	信楽消防署内
管外	4		
合 計	700	—	—